

県職員給与の減額について

1 趣 旨

地方公務員給与に係る地方交付税および義務教育費国庫負担金が削減されたため、本県職員給与の減額を行う。

2 地方交付税削減等の本県への影響額

地方交付税削減額 ▲約 43 億円
 義務教育費国庫負担金 ▲約 5.5 億円 合計▲約 48.5 億円

3 内 容

給料について、国に準じて減額（平均▲7.4%）

区分		減額率
管理職相当	行政職 6 級以上	▲9.77%
課長補佐級相当 主査級相当	行政職 3～5 級	▲7.77%
一般	行政職 1・2 級	▲4.77%

※その他の給料表適用職員については行政職に準じた支給減額率

ラスパイレス指数（H24.4）（減額前）107.8 ⇒ （減額後）100.0

4 実施期間

施行日 平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

【参考】国の減額措置の内容

- ・ 俸給 行政職（一）7 級（室長級相当）以上 ▲9.77%
- 3～6 級（課長補佐・係長相当） ▲7.77%
- 1・2 級（係員） ▲4.77%
- ・ 期末・勤勉手当 一律 ▲9.77%
- ・ 管理職手当 一律 ▲10%
- ・ 俸給に連動する手当 俸給の減額に連動
- ・ 実施期間 H24.4.1～H26.3.31（2 年間）